弘前市ふるさと納税返礼品提供事業に関する募集要項

令和 8 年 10 月 1 日改定

青森県弘前市

１　目的

ふるさと納税制度（ひろさき応援寄附金）により弘前市（以下「市」又は「本市」という。）へ寄附をいただいた市外在住の寄附者に対し、お礼として物品（特産品）や役務（サービス）（以下「返礼品」という。）を贈呈することにより、本市の魅力発信、地場産品のＰＲ並びに販路拡大による地域経済の活性化を図るため、寄附者へ贈呈する返礼品の提供に協力をいただける事業者（以下「協力事業者」という。）を募集する。

２　委託事業者

本市は、ポータルサイトへの返礼品情報の掲載、寄附の受付や返礼品の発注・配送管理・支払い等の業務について、民間事業者の持つ体制やノウハウを活用し効率的かつ効果的に行うため、次の事業者（以下「委託事業者」という。）へ委託する。

【委託事業者】
事業者名：株式会社ウィルドリブン
所 在 地：〒018-4513 秋田県北秋田市小又字下川原 110 番地
（青森営業所）〒036-8093　青森県弘前市大字城東中央二丁目 4-5
電　　話：０５０－５４９１－１１６８
Ｆ Ａ Ｘ：０５０－５２１０－８９０７
メ ー ル：furusato-hirosakishi-aomori@willdriven.co.jp

３　協力事業者の要件

協力事業者は、次に掲げる要件をすべて満たしている者とする。ただし、以下の要件に適合しても、本市が協力事業者として適当でないと認めた場合や返礼品として適当でないと認めた場合は、この限りではない。

(1) 各法令を遵守し、生産、加工、製造、販売、提供等を行っていること。
(2) 本社（本店）、支社（支店）、主たる事業所若しくは返礼品の生産・加工・製造等に係る拠点のいずれかが市内にある法人、団体又は個人事業者であること。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。
(3) 市税等の滞納がないこと。
(4) 代表者等が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に掲げる暴力団の構成員等でないこと。
(5) 個人情報の保護に関する法令等を遵守し個人情報を適切に取り扱うことができる事業者であること。
(6) 弘前市建設業者等指名停止要領による指名停止を受けていないこと、本市の競争入札参加資格を有しない者にあっては、弘前市建設業者等指名停止要領による指名停止要領に該当していないこと。
(7) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者ではないこと。
(8) 委託事業者との間で、返礼品提供に係る情報を共有し、その内容を確実に履行できること。
(9) 食品を返礼品として取り扱う場合（以下、「食品取扱事業者」という。）は、食品衛生法、食品表示法、商標法、特許法等各種法令等に従った事業活動を行っていること。

4　協力事業者の遵守事項

協力事業者は、返礼品の提供にあたり、次に掲げる事項を遵守する責任を負う。

(1) ふるさと納税制度の趣旨を理解し、寄附者に対する本市からのお礼の品として、本市のイメージに関わることを考慮して供給すること。

(2) 委託事業者から発注があった場合は速やかに寄附者が指定する場所に返礼品の発送を行うこと。ただし、農作物等発送の季節が限られる品や受注生産の物品等予め発送期日等を示した返礼品については、当該期日に発送を行うこと。

(3) 農産物等の季節が限られる品や、数量限定の商品については、発送時期や在庫数の調整等、委託事業者と連携を密にし、管理を徹底し、確実に提供すること。

(4) 返礼品を提供できる数量及び発送時期について、委託事業者と調整すること。

(5) 異常気象や災害が発生し、返礼品の提供が当初の予定どおりに行えないおそれが発生した場合、速やかに委託事業者を通して市へ報告し、対応について判断を仰ぐこと。

(6) 返礼品の発送の遅延、品質及び送付過程等での事故等の問題が発生した場合は速やかに委託事業者を通して市へ報告すること。

(7) 返礼品の提供にかかる問い合わせ、苦情(返礼品ページへのレビューの書き込みを含む)、事故及びトラブル（配送に関するトラブルを含む。）等に対して、協力事業者の責任において真摯に対応して解決に努めるものとし、その対応内容について委託事業者を通して市へ報告すること。

(8) 食品取扱事業者の場合は、関係法令等に沿って、必要な事項が記載された書類の整備・保存を行うこと。

(9) 食品取扱事業者の場合は、原材料、賞味期限または消費期限、アレルギー表示（特定原材料 8 品目、特定原材料に準ずる 20 品目およびコンタミネーションも含む)、産地等について適正に表示するとともに、変更があった場合、もしくは商品の製造中止等により提供不可となった場合には、委託事業者を通して市へ報告するなど、速やかな対応を行うこと。

(10) 本市から返礼品に関する調査（実地調査を含む）・確認の求めがあった際には、速やかに対応すること。

(11) 広告媒体（新聞・テレビ・Web 等）に返礼品を強調して掲載することは、平成 31 年 4 月 1 日付総務省告示第 179 号第 2 条第 1 号ハの規定において禁止されていることから、返礼品であることを強調したものや、返礼品の情報が大部分を占める広告媒体による PR は行わないこと。

(12) 本市が実施する、ふるさと納税に関する PR 活動に際し、返礼品に関する情報（返礼品の商品名・説明文・画像データ等）や事業者情報（事業者名、連絡先等）の提供が可能であること。

(13) 返礼品の発送にあたって、自社商品のパンフレットやチラシ等を同封する場合は、適切な内容とすること。

5 個人情報の保護

(1) 協力事業者は、業務を履行するにあたり、個人情報の取扱については、個人情報の保護に関する法令等を遵守すること。

(2) 寄附者の個人情報は、返礼品の送付以外の目的で使用できない。

6　返礼品の要件

返礼品として取り扱うことができる地場産品等は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

(1) 平成 31 年 4 月 1 日付総務省告示第 179 号第 5 条に規定される総務大臣が定める基準（以下「地場産品基準」という。）に適合するものであること。

（地場産品基準の概要は別紙「地場産品基準について」を参照）

(2) 市の魅力をＰＲし、市の産業振興や観光振興等に寄与するものであること。

(3) 協力事業者が生産、加工、製造、販売又は提供しているものであること。

(4) 品質や数量について、安定供給ができるものであること。ただし、季節限定、期間限定品などの場合は、提供期間内で安定供給ができるものとするが、数量限定品として市が認めた場合はこの限りではない。

(5) 常時、一定以上の品質を維持できるものであること。

(6) 飲食物については、一定期間の賞味期限が保証されているものであること。

(7) 危険、汚破損、腐敗及び悪臭発生のおそれのないものであること。

(8) 食品衛生法、食品表示法、商標法、特許法、著作権法、不正競争防止法など関係法規を遵守し、違反していないものであること。

(9) 業界での製造基準、表示基準等を満たしているものであること。

(10) 販売上の各種保険に加入しているものであること。

(11) 説明文等に誇大又は虚偽の記載がないものであること。

(12) 公序良俗に反しないものであること。

7　返礼品の価格等

(1) 返礼品代（消費税及び地方消費税を含む）及び梱包代（消費税及び地方消費税を含む）（以下「返礼品代等」という。）は協力事業者が委託事業者を通して市に提示し、市が確認した額とする。

(2) 発送に要する送料は委託事業者と協力事業者が協議し、市が確認して定めた料金とする。

8　返礼品代等に対する寄附金の額

返礼品代等が寄附金額の 3 割以内となるよう、本市が返礼品代等及び送料に応じて寄附金の額を設定する。なお、本市が設定する金額は 1,000 円単位とする。

9　応募方法

(1) 募集期間

随時

(2) 提出書類等

提 出 書 類	提 出 先	提 出 方 法
ア【弘前市ふるさと納税】事業者登録書（様式１）	委託事業者	電子メール・FAX・郵送
イ　返礼品新規登録提案書（様式２） ※ 返礼品の内容確認にあたり、追加で総務省へ提出する証明書・資料等を提出いただく場合がある		
ウ　誓約書兼同意書（様式 3）	市広聴広報課	郵送・持参

１０　返礼品登録、総務省による審査について

書類の提出後、寄附受付開始までの流れは次のとおりである。

(1) 提案内容について要件を満たしていることを確認のうえ、本市から総務省へ返礼品の掲載に係る確認手続き

※ 総務省への確認に際し、生産・製造工程等について追加で情報提供いただく場合がある。

(2) 総務省の確認後、委託事業者にてポータルサイトへ返礼品情報を登録

※ 総務省による内容の確認に時間がかかるため、確認完了まで３～４ヵ月程度の期間を要する場合がある。

(3) 寄附受付開始

※ 総務省の確認により、返礼品登録が認められない場合がある。また、寄附受付開始後であっても、総務省からの返礼品の内容に疑義が生じた場合など、受付を停止する場合がある。

１１　寄附申込から支払までの流れ

(1) 返礼品の送付等

委託事業者は、寄附者から返礼品の申込みがあったときは、協力事業者に出荷を依頼し、依頼を受けた協力事業者は、速やかに返礼品を寄附者が指定する場所に送付すること。

(2) 返礼品代等の費用負担及び支払い

ア 返礼品代等及び送料は、本市が負担する。なお、返礼品代等及び送料については、委託事業者を通して支払いを行う。

イ 寄附者からの商品の品質等のクレーム等により商品の回収及び再配送を行った場合の費用は、協力事業者の負担とする。ただし、配送業者の瑕疵による場合はこの限りではない。

１２　返礼品の取り扱いの停止

市は次の場合、返礼品の取扱いを停止する。

(1) 協力事業者が、市又は委託事業者に返礼品の取り扱いの停止を申し出たとき。

(2) 協力事業者又は返礼品が「3　協力事業者の要件」又は「６　返礼品の要件」に規定する事項を満たさなくなったとき。

(3) 国が定めるふるさと納税制度の内容や取扱いの変更等により返礼品としてふさわしくないと判断されたとき。

(4) 返礼品の生産、製造若しくは販売が廃止され又は中止されたとき。

(5) 登録内容に虚偽があったとき。

(6) 在庫数の管理誤り等、協力事業者の重大な過失により寄附受付後に指定の期日に一定程度以上の数の返礼品の提供ができない状況が発生したとき。

(7) 返礼品の品質等に対し、寄附者からクレームが寄せられ、協力事業者の責任が重いと市が判断したとき又は同様のクレームが多発するとき。

(8) 市又は寄附者に損害を及ぼす行為があったとき又は重大な損害を及ぼすおそれがあるとき。

(9) 市のふるさと納税制度の運用に重大な支障をきたす行為があったとき。

１３　損害賠償

協力事業者が虚偽の応募や法令等違反、返礼品登録の内容と異なる返礼品の提供を行う等、本要項の規定に違反し、ふるさと納税に係る指定制度の解除等を含む、本市に損害を与えた場合、本市は生じた損害の賠償を請求することができるものとする。

１４　その他

(1) この要項のほか、平成 31 年 4 月 1 日付総務省告示第 179 号及び関係する通知等を踏まえ、適正に判断するものとする。

(2) この要項は、令和７年５月１３日から施行し、令和７年６月１日から適用する

【別紙】

地場産品基準について

返礼品として提供できる商品は、総務省が示す地場産品基準のいずれかを満たしている必要があります。地場産品基準の概要は以下のとおりです。

１号 市内において生産されたもの。

２号 市内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたもの。

原材料が「主要な部分」と言えるかどうかについては、当該原材料を用いて作られる加工品等の重量や付加価値のうち半分を一定程度以上上回る割合が当該原材料によるものであること等により判断されます。

【認められると考えられる例】
・市内で生産された牛乳や果物を 100%使用して、市外で製造されたジェラート
・市内で生産された酒米を 100％使用して、市外において醸造した地酒
・市内の事業者が、市内で栽培したリンゴを 100％使用して、市外の工場で加工したリンゴジュース
・原材料のリンゴのうち 9 割以上に市内で生産されたリンゴを使用したリンゴジュース
【認められないと考えられる例】
・製造に用いる牛乳のうち、市内で生産された牛乳を約１割使用した市外製造のアイスクリーム
・市内で生産された醤油・ポン酢を使用した、市外で加工されたもつ鍋・水炊き

３号 市内において返礼品等の製造、加工その他の工程を行うことにより、当該返礼品等の価値の過半が生じているもの。ただし、当該工程が食肉の熟成又は玄米の精白である場合には、青森県内において生産されたものを原材料とするものに限る。

当該工程が製造、加工その他の工程と言えるかどうかについては、関税法施行規則（昭和 41 年大蔵省令第 55 号）において、実質的な変更を加える加工又は製造に該当しない例として以下のとおり列挙していること等を踏まえて判断されます。
（参考）実質的な変更を加える加工または製造に該当しない例
・ 輸送又は保存のための乾燥、冷凍、塩水漬けその他これらに類する操作
・ 単なる切断

・ 選別
・ 瓶、箱その他これらに類する包装容器に詰めること
・ 改装
・ 仕分け
・ 製品又は包装にマークを付け又はラベルその他の表示を張り付け若しくは添付すること
・ 単なる混合
・ 単なる部分品の組立て及びセットにすること

また、当該工程を行うことにより価値の過半が生じていると言えるかどうかについては、原則として「平成 31 年総務省告示第 179 号（特例控除対象寄附金の対象となる都道府県等の指定に係る基準等を定める件）に基づき総務大臣の定めるものについて」（令和７年６月 24 日付け総税市第 70 号）に定める標準的な算出方法（価格ベース）により算出した値が 0.5 を超えていることにつき、当該返礼品等の製造等を行う者により証明されているかどうかにより判断され、ふるさと納税の募集に際し、その旨や市内で行われた工程の詳細は、ポータルサイト上等に明記されます。

【認められると考えられる例】
・市内事業者が市外で生産された原材料を使用し、市内で加工・品質保守を一元管理し、当該事業者の自社製品として販売しているもの
・市外で生産された豚肉を、市内で切断・調理・袋詰めしている豚肉加工品
・市外で生産された原材料を用いて、市内の醸造所において醸造した酒
・市外で生産されたグラス等に、商品価値の主要な部分である伝統的な螺鈿（らでん）細工や漆芸を市内において市内業者が施した工芸品
【認められないと考えられる例】
・海外で生産し、市内事業者が検品を行っているラジオ
・市外で生産されているが、市内の茶商が監修しているペットボトルのお茶
・市内事業者がパッケージしている、市外で生産されたフルーツ
・市外で生産されたビールに、本市オリジナルのシールを貼ったもの
・市外から調達したブロック肉を、市内で単なる切断・パック詰めした精肉
・市内での工程が、枝肉の切断である精肉
・輸入した海外産の牛肉を市内で熟成させたもの
・県外で収穫した玄米を市内で精白したもの

４号　市内において生産されたものであって、近隣の他の市町村内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る）。

市内から直接流通経路に乗せることが現実的に困難である場合に限って該当するものであって、単に、他の市町村で製造されたものと同じ配送業者がまとめて配送していることや同じ事業者が別々の市町村で生産していることといった要素のみで、該当するものではありません。

【認められると考えられる例】
・市内を含む複数の市町村を管轄するＪＡに市内で生産された米を出荷して、当該ＪＡが市外で生産された米とブレンドし「〇〇米」として出荷されたもの
・市内で生産後、複数の市町村を管轄するＪＡに出荷しており、流通構造上、近隣の市町村で生産された茶葉と混在することが避けられない茶葉
【認められないと考えられる例】
・市内で生産されたものと市外で生産されたものを全国の店舗で区別なく取り扱っているアイスクリーム

５号 本市の広報の目的で製造等がされた市のキャラクターグッズ・オリジナルグッズその他これらに類するものであって、次のいずれにも該当するもの。
・形状、名称その他の特徴から市独自の返礼品等であることが明白であるもの
・直近１年間に地方団体が自ら調達・配布・販売した実績があり、かつ、指定対象期間において、返礼品提供数がその配布・販売の実績数量を超えないもの
・指定対象期間において、市が広報目的のために調達・配布・販売する計画を定めているもの

返礼品等自体が本市の広報目的（返礼品等として提供する場合を除く）で製造等がされたものである必要があり、一般に流通している物品の本体やパッケージに単に市章をプリントしたものや、PR リーフレットを同封したものは、当該基準に該当するものではありません。
また、かつての産地であったことや、今後〇〇の町として売り出そうとしていること、市内の出身者等ゆかりの者に関連したものであること、市内に事業所が存在していること、事業者と連携協定を結んでいることといった要素のみで、該当するものではありません。

【認められると考えられる例】
・たか丸くん（本市のゆるキャラ）グッズ
・本市を PR するためのオリジナルのポストカード
※ただし５号の要件すべてに適合した場合に限る
【認められないと考えられる例】
・市内で創業した事業者が市外で生産する即席麺

・市内の出身者であるパティシエが市外で製造する洋菓子
・包装紙に「弘前市」と記載されているだけのもの
・ゴルフによる町おこしの一環として、市外で製造されたゴルフ用品に本市のキャッチコピーを印字したもの

６号　１号から５号の基準に該当する返礼品等と当該返礼品等に附帯するものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等の価値が当該提供するものの価値全体の７割以上であるもの。

「当該返礼品等に附帯する」と言えるかどうかについては、使用目的等において、一般的に地場産品が主たるもの、地場産品以外のものが附帯するものであることが社会通念上明らかであるかどうかにより判断します。

「当該返礼品等の価値が当該提供するものの価値全体の七割以上である」と言えるかどうかについては、提供されるもの全体の調達に要する費用のうち、７割以上の割合が当該返礼品等に係る調達に要する費用であることにより判断します。

【認められると考えられる例】
・市内で製造されたそばと市外で製造されたそばつゆのセット
・市内で製造された津軽塗の弁当箱と市外で製造された弁当箱の収納袋のセット
【認められないと考えられる例】
・市外で生産された商品と市内の PR 冊子をセットにしたもの
・市外で製造されたビールと市内で生産されたタオルをセットにしたもの
・市内で製造したタオルケットと海外製の空気清浄機をセットにしたもの
・市内で採取したハチミツと海外製のフライパンをセットにしたもの

７号 市内において提供される役務その他これに準ずるものであって、返礼品となる役務の主要な部分が本市に相当程度関連性のあるもの。

社会通念上、市外の同種の役務では代替困難なものに限って該当するものであって、市内で提供されている役務ではあるが、全国各地で同様の役務が提供されているなど、地域との関連性が希薄なものはこれに該当しません。

【認められると考えられる例】
・弘前市長の一日体験を行うもの
・市内で提供されるお墓の清掃サービス、雪下ろしサービス、見守りサービス

・市内の果樹園での果物狩り体験

【認められないと考えられる例】

・市内にある全国的に展開している飲食店における飲食

・市内にある全国的に展開している美容施設での施術

・市内を訪れず利用することができる宅配クリーニング

【弘前市ふるさと納税】事業者登録書

※太枠内に記入のうえ、下記メールアドレス、FAXまたは郵送にて送付をお願いいたします。

メール：furusato-hirosakishi-aomori@willdriven.co.jp

申請日	年　月　日

フリガナ	
会社名	
フリガナ	
代表者職氏名	

本社（担当支社・営業所）	フリガナ			
	住所	〒		
	TEL		FAX	
	URL			
担当者	フリガナ			
	担当者名			
	部署名			
	TEL		FAX	
	Mail			
受発注方法	希望のものに◯	以下のいずれかを選び、左欄に◯を記入のこと		
		メール方式　：担当者メールアドレスに配送依頼リスト(PDF)を送付		
		FAX　：担当者FAX番号あてに配送依頼リストを送付		
		相談したい　：自社の配送方法を使用したい等の場合		
	※集荷先	※集荷先が上記住所と相違ある場合 ※2ページ目に記入		
振込先口座情報	銀行名			
	支店名			
	預金種別	□ 当座　□ 普通	口座番号	
	フリガナ			
	口座名義			

支払いに関する連絡先（※担当者が違う場合に記入）

会社名		担当者名	
TEL		FAX	
Mail			

【弘前市ふるさと納税】事業者登録書／集荷先情報登録書

※集荷先情報と事業者情報が相違ある場合に入力をお願いいたします。

集荷先情報	フリガナ			
	住所	〒		
	会社名		部署名	
	担当者名			
	集荷先名カナ			
	集荷先名			
	TEL		FAX	
	Mail			

【その他通信欄】担当者様と連絡のつきやすい時間や弊社へのご要望・不明点等

FAX送付先	050-5210-8907
メールアドレス	furusato-hirosakishi-aomori@willdriven.co.jp

株式会社ウィルドリブン　弘前営業所
担当：扇谷 昌克（ おおぎや まさかつ）、佐々木 優奈（ささき ゆうな）

自治体使用欄	事業者CD			

様式２

返礼品新規登録提案書

項番	(1)品名	(2)フリガナ	(3)商品の説明	(4)規格	(5)商品の原材料・栄養成分表示	(6)アレルギー表示	(7)賞味期限、消費期限、有効期限	(8)保管状態等の留意事項	(9)スペック	(10)商品コード	(11)原産地	(12)加工地・製造地	(13)地場産品基準該当項目	具体内容	割合	(14)提供価格(税抜)	(15)提供価格(税込)	(16)その他経費	(17)送料
0	商品名を記入してください	商品名フリガナを記入してください	商品の紹介を詳しく記入してください ※受賞・表彰実績、メディア等紹介された旨を記入する場合は、その資料をご提出ください ※健康面での効果・効力等を保証する様	1商品あたりの量を記入、1次産品の場合は前に約を入れてください ※内容量には梱包材等を含めず、商品単体の規格を記入してください	※ラベル画像ですべて表示されている場合には記入不要	食品の場合、商品のアレルギーを記入してください	商品の賞味期限・消費期限・もしくは有効期限を、製造日を起点として記入してください 例）製造日から〇日 ※1週間以内の場合は、発送日を起点に、「発送日を	商品の取扱いや利用などにおいての注意事項、保存方法、利用方法を明確に記入してください 記入例） 1．商品到着後は、必ず冷蔵庫で保存し、出来る限りお早めにお召上がりください	食品以外の場合、サイズや材質等、商品のスペックを記入してください 記入例） サイズ：高さ30cm	独自のコードがある場合に記入してください ※JANコード可 ※配送情報に記載不要の場合には入力不要	原産地の市町村名を記入してください 例）〇〇県〇〇市	加工地・製造地の市町村名を記入してください 例）〇〇県〇〇市	総務省が示す地場産品基準について該当する項目をプルダウンメニューより選択してください	地場産品基準に該当する理由の記入をお願いいたします。	地場産品基準の2号または3号を選んだ場合、原材料の割合や付加価値（加工）の占める割合を記入してください	税抜きの提供価格を記入してください	税込みの提供価格を記入してください	梱包費など、提供価格に含めないものがあれば記入してください	※自治体より提供する配送方法にて発送する場合は記入不要 貴社の配送料金で発送する場合のみ記入してください
1													▼【選択してください】総務省が示す地場産品基準について該当する項						
2													▼【選択してください】総務省が示す地場産品基準について該当する項						
3													▼【選択してください】総務省が示す地場産品基準について該当する項						
4													▼【選択してください】総務省が示す地場産品基準について該当する項						
5													▼【選択してください】総務省が示す地場産品基準について該当する項						
6													▼【選択してください】総務省が示す地場産品基準について該当する項						
7													▼【選択してください】総務省が示す地場産品基準について該当する項						
8													▼【選択してください】総務省が示す地場産品基準について該当する項						
9													▼【選択してください】総務省が示す地場産品基準について該当する項						
10													▼【選択してください】総務省が示す地場産品基準について該当する項						

様式２

返礼品新規登録提案書

(18)寄附金額	返礼品割合	(19)在庫補充方法	(20)出荷可能数	(21)配送会社	(22)配送サイズ	(23)発送温度帯	(24)配送不可地域	(25)配達時間指定の可否	(26)発注→出荷までかかる期間	(27)受付可能期間	(28)受付開始時期	(29)受付終了時期	(30)出荷可能期間	(31)出荷開始時期	(32)出荷終了時期	(33)画像	(34)ラベル	(35)その他
※入力不要	※入力不要 （代金÷寄附額）	在庫補充方法をプルダウンメニューから選択してください	出荷できる数に限りがある場合は記入してください	※自治体より提供する配送方法にて発送する場合は不要	配送サイズ表を参考に、梱包ダンボール等の長辺＋短辺＋高さの合計から近い値を記入してください	「常温」「冷蔵」「冷凍」「夏季：冷蔵　冬季：常温」のいずれかをプルダウンメニューから選択してください	消費期限等の理由により配送できない地域がある場合に、その地域を記入してください 例）離島、沖縄・離島、なし	「可」または「否」を選択してください	ウィルドリブンからの発注（配送のご依頼）からどのぐらいの日数で出荷できるか記入してください 例）発注から7日以内、発注から1ヶ月	「通年」または「期間限定」を選択してください	「期間限定」の場合は受付（予約等）を開始する時期を記入してください	「期間限定」の場合は受付（予約等）を終了する時期を記入してください	「通年」または「期間限定」を選択してください	「期間限定」の場合は出荷を開始する時期を記入してください	「期間限定」の場合は出荷を終了する時期を記入してください	サイト掲載用の写真データのご提供をお願いします。この項目には画像ファイル名を入力してください ※提供方法は「共通シート」に記載しております	食品の場合、食品表示ラベルの情報を入力するか、写真データ提供をお願いします ※詳細は「共通シート」に記載しております	その他商品に関する事項がある場合に自由に記入してください
		▼【選択してください】在庫補充方法について		▼【選択または入力してください】		▼【選択してください】		▼【選択してください】		▼【選択してください】			▼【選択してください】					
		▼【選択してください】在庫補充方法について		▼【選択または入力してください】		▼【選択してください】		▼【選択してください】		▼【選択してください】			▼【選択してください】					
		▼【選択してください】在庫補充方法について		▼【選択または入力してください】		▼【選択してください】		▼【選択してください】		▼【選択してください】			▼【選択してください】					
		▼【選択してください】在庫補充方法について		▼【選択または入力してください】		▼【選択してください】		▼【選択してください】		▼【選択してください】			▼【選択してください】					
		▼【選択してください】在庫補充方法について		▼【選択または入力してください】		▼【選択してください】		▼【選択してください】		▼【選択してください】			▼【選択してください】					
		▼【選択してください】在庫補充方法について		▼【選択または入力してください】		▼【選択してください】		▼【選択してください】		▼【選択してください】			▼【選択してください】					
		▼【選択してください】在庫補充方法について		▼【選択または入力してください】		▼【選択してください】		▼【選択してください】		▼【選択してください】			▼【選択してください】					
		▼【選択してください】在庫補充方法について		▼【選択または入力してください】		▼【選択してください】		▼【選択してください】		▼【選択してください】			▼【選択してください】					
		▼【選択してください】在庫補充方法について		▼【選択または入力してください】		▼【選択してください】		▼【選択してください】		▼【選択してください】			▼【選択してください】					
		▼【選択してください】在庫補充方法について		▼【選択または入力してください】		▼【選択してください】		▼【選択してください】		▼【選択してください】			▼【選択してください】					

様式３

弘前市ふるさと納税返礼品提供事業者 誓約書兼同意書

令和　　年　　月　　日

弘前市長　殿

住所又は所在地
氏名又は名称
代表者職氏名
（代表者の自署または記名押印）
電話番号
（担当者名）

「弘前市ふるさと納税返礼品提供事業に関する募集要項」を遵守し、誠実に事業を履行することを誓約するとともに、返礼品提供事業者の要件を確認するため、市税等の納付状況について調査することに同意します。